

# 指定生活介護重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者自立支援法に基づく指定生活介護を提供いたします。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。



指定生活介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

説明者 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明、交付を受け、指定生活介護の提供開始に同意しました。

利用者 \_\_\_\_\_ 印

代理人 \_\_\_\_\_ 印

株式会社銭形企画 デイサービス 和（なごみ）

当事業所は京都市の指定を受けています。

（京都市指定 第 2610400034 号）

## 1. 事業者

名 称	株式会社銭形企画
所在地	〒600-8357 京都市下京区黒門通五条下ル柿本町 594 番地 33
電話番号	TEL 075-353-4880 FAX 075-353-4891
代表者氏名	代表取締役 上野 初子
E-mail	mail@zenigata-kikaku.jp

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	障害者総合支援法に基づく指定生活介護事業所 平成 18 年 10 月 1 日（指定年月日） 京都市指定 2610400034 号
事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
事業所の名称	デイサービス 和（なごみ）
事業所の所在地	〒600-8357 京都市下京区黒門通五条下ル柿本町 594 番地 33
電話番号	TEL 075-353-4899 FAX 075-276-5195
E-mail	nagomi@zenigata-kikaku.jp
管理者氏名	白杉 優一
事業所の運営方針について	事業所は指定生活介護に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮し、従業者は指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援状必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。また、事業所は、関係機関と連携をとり、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
事業所が行っている他の業務	障害者総合支援法に基づく居宅介護事業・行動援護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業・計画相談支援事業・移動支援事業(地域生活支援事業) 介護保険法による訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・通所介護事業・介護予防通所介護事業・居宅介護支援事業
事業所理念	私たち銭形企画は「あなたに会ってよかった」と思っただけのような活動を目指します。 ① その人がその人らしく生活して行くための支援をさせていただきます。 ② 地域に根差し、地域に開かれた事業所として歩みます。

③ 他の社会資源と連携をとり、総合的支援を目指します。

### 3. 事業実施地域

京都市内（但し、山科区、左京区、右京区＜京北、高雄エリア＞、東山区、西京区、伏見区、中京区＜繁華街周辺＞を除く。）

### 4. 営業時間と利用定員

営業日	月曜日～土曜日（年末年始は除く）
サービス提供時間帯	午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分 利用定員 20 名

### 5. 職員の体制

＜各サービス提供時間帯の職員体制＞

※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

（指定基準・生活支援員について常勤換算 4 人）

職員職種	員数
管理者	1 名（常勤）
サービス管理責任者	1 名（常勤）
医師	1 名（嘱託医）
看護職員	1 名（非常勤）
生活支援員	3 名（常勤） 4 名（非常勤）
機能訓練指導員	2 名（非常勤）

### 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### （1）「指定生活介護計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「指定生活介護計画」を定めて、サービスを提供します。「指定生活介護計画」は、市町村が決定した居宅介護の「市給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「指定生活介護計画」は、利用者家族に事前に説明し、同意をいただくとともに利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### ＜サービスの内容＞

① 創作的活動 絵手紙、習字、お菓子作り等の創作活動を支援します。
② 機能訓練 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。（水曜日、木曜日・1 時間）
③ 生産活動 手作り品の販売、近所を招いての喫茶店を月に一度、第三水曜日に実施します。
④ レクリエーション カラオケ、ゲーム、四季折々の外出・季節にちなんだ行事等のレクリエーション

ンを実施します。
⑤ 必要な介助 必要な介助の他、デイサービスでの活動を行う時に必要な介助を、利用者の希望及び心身等の状況に応じて行います。
⑥ 医療・福祉・生活等の相談及び介護方法の指導 利用者の医療・福祉・生活等の相談に応じます。また、希望に応じて家族に介護技術の指導を行います。（利用者、家族の希望時間を踏まえ、設定します。）
⑦ 食事の提供及び介助 食事の提供に要する費用は別途いただきます。
⑧ 入浴介助 普通浴又は、リフト浴でご入浴いただけます。入浴時間は午前 10 時 00 分～午後 12 時 30 分の間となります。
⑨ 送迎 利用者の希望により、自宅の事業所間の送迎サービスを行います。時間帯は別途連絡します。

## （２）利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、食費・必要実費を除き、通常 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業所が介護給付費を代理受領するので利用者は利用者負担分としてサービス料金の 1 割を事業所にお支払いいただきます。

<生活介護単位数>（50 歳以上は区分 2、その他は区分 3 からの利用となります）

区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
583 単位	634 単位	703 単位	981 単位	1299 単位

<利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費の対象のサービスは利用者負担額の上限が定められています。
- 利用者の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。また他事業所に上限管理を依頼されている方や他のサービスを利用されている方はお知らせください。

<償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）尚、償還払いを希望される方は当事業所までお申し出ください。

## （３）サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 「創作活動」「生産活動」にかかる材料費などの実費（その都度、内容をご説明します。）
- ② 行事参加費用（その都度、ご案内をします。）
- ③ 食事代 1 食あたり 650 円 おやつ代 1 回 100 円
- ④ 入浴にかかる光熱水費

・入浴に必要な光熱水費です。 1回あたり300円

⑤ 送迎にかかる費用

・事業実施地域以外にお住まいの場合は、別途実費にて移送にかかる費用をいただきます。

⑥ その他必要な費用

・デイサービスにてお過ごしいただくうえでご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる必要実費をご負担いただきます。

例) おむつ代 150円、パット代 50円等

<利用者負担の減免について>

[利用者負担額に関する月額上限]

- 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、上限月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。利用者負担の減免額は受給者証に記載されています。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

サービス利用にかかる料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：全銀行、信用金庫、信用組合、郵便局

イ. 窓口での現金支払い

窓口でのお支払いは、現金紛失の恐れもありますので、金融機関口座からの自動引き落としをお勧めします。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用の予定日の前に、デイサービス計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日18時00分までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し利用者の体調不良等やむをえない場合には取消料はいただきません。

利用予定日の前日18:00までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「市給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービスの利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担の変更がある場合は、原則として1ヶ月前までに説明を行い、書面を交付の上、同意をいただきます。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス容の変更を行います。その場合事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金の請求をします。

### (2) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「市給料」「障害の程度による区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

## 8. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、生活介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

### (2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

## 9. 事故発生時の対応

### (1) 事故発生時について

事故発生時は速やかに、家族に連絡し、京都市、各行政区に報告をして、「事故対応マニュアル」に沿って、必要な措置を講じます。

### (2) 事業者には責任がある場合は、下記の保険により、損害賠償をいたします。

保健会社名 三井住友海上火災保険株式会社

保健名 京都市社協・福祉施設総合補償制度「まごころワイド」

補償の概要 対人・対物最大3億円

## 10. 虐待防止の措置

(1) 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待防止責任者を選任し、虐待の事実があった場合は速やかに、家族に連絡するとともに、京都市、各行政区に通報し、「虐待防止マニュアル」に沿って、必要な措置を講じます。

<虐待防止責任者> ㊦ 白杉 優一 ㊧ 井垣 章子

## 11. 非常災害時

### (1) 避難訓練について

年に2回、消防署が主催する避難訓練を実施します。

## (2) 警報発令時について

地震や台風及び雪等の警報発令時は、利用者並びに職員の安全確保のため、発令当日の利用を中止する場合があります。

## 1 2. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 啓信会 京都四条病院		
担当医師	三谷 大洋		
所在地	京都市下京区東堀川通四条下ル堀川町 272-6		
電話番号	075-361-5471	F A X 番号	075-343-9236
診療科	内科、外科、脳神経外科、整形外科、神経内科等		

## 1 4. 苦情の受付の対応

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）  
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス内容に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞ 管理者 白杉 優一  
サービス管理責任者 井垣 章子

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前9：00～午後6：00

＜苦情解決責任者 代表取締役 上野初子＞ 電話番号 075-353-4899

## (2) 第三者委員会の設置

当事業所では、地域にお住まいの方や、産業カウンセラーの方より、当事業所のサービスに対するご意見をいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員氏名＞

地域住民	増田 喜久二	産業カウンセラー	橋本 珠美
------	--------	----------	-------

※第三者委員に直接連絡されたい方は、当事業所にお尋ねください。

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

京都市 障害福祉課	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地 TEL075-222-4185 FAX075-251-2940 受付時間 午前9：00～午後5：00
京都府社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地 府立総合社会福祉会館（ハートピア京都） TEL075-252-2152 FAX075-252-6312 受付時間 午前9：00～午後5：00